

議案第184号

大阪市立助産師養成施設条例を廃止する条例案

大阪市立助産師養成施設条例（昭和46年大阪市条例第11号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に旧条例第9条第1項の規定による修学資金の貸与を受けている者については、同条から旧条例第16条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

助産師の養成施設を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市立助産師養成施設条例

(設 置)

第1条 本市に助産師の養成施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 大阪市立助産師学院

位 置 大阪市住之江区東加賀屋1丁目2番16号

(目 的)

第2条 大阪市立助産師学院（以下「学院」という。）は、助産師として必要な知識、技能及び教養を授けることを目的とする。

(学生の定員)

第3条 学院の学生の定員は、30名以内で企業管理規程で定める。

(修業年限)

第4条 修業年限は、1年とする。

(入学資格)

第5条 学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する女子とする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
- (2) 法第21条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した看護師養成所を卒業した者
- (3) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校を卒業している准看護師で前2号に規定する学校又は養成所において2年以上修業した者

(授業料等)

第6条 学院の入学検定料、入学料及び授業料（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 20,000円
- (2) 入学料 250,000円
- (3) 授業料 全期 450,000円

2 入学の日の1年前から引き続き本市の区域内に住所を有する者以外の者に係る授業料等の額は、前項各号の規定による金額の2割増しとする。

(入学科及び授業料の減免)

第7条 大阪市病院局長（以下「局長」という。）は、特別の事情があると認める者に対して入学科及び授業料を減免することができる。

(還付)

第8条 既納の授業料等は、還付しない。

(修学資金)

第9条 局長は、学院の学生であって、卒業後に大阪市市民病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第56号）第2条第2項に定める病院（以下「市民病院」という。）に助産師として勤務しようとする者に対し、市民病院における助産師の充実を図ることを目的として、修学資金を貸与することができる。

2 修学資金の貸与を受けようとする者は、企業管理規程で定めるところにより局長に申請するものとし、局長は、企業管理規程で定める選考基準により修学資金の貸与を受ける者を決定する。

(修学資金の貸与額等)

第10条 修学資金の貸与額は、月額75,000円とする。

2 修学資金の貸与期間は、貸与を決定した日の属する月から学院を卒業する日の属する月までとする。

3 貸与する修学資金は、無利子とする。

(保証人)

第11条 修学資金の貸与を受ける者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人の資格については、企業管理規程で定める。

(貸与契約の解除及び貸与の一時停止)

第12条 修学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与契約を解除するものとする。

(1) 学院を退学したとき

(2) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

2 修学資金の貸与を受けている者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止する。

(返還債務の免除)

第13条 修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した修学資金の返還債務を免除する。

- (1) 学院を卒業した後、直ちに市民病院の助産師となり、かつ、引き続き3年間勤務したとき
- (2) 学院を卒業した後、直ちに市民病院の助産師となり、かつ、引き続き勤務している場合において、前号の規定による返還債務の免除を受ける前に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため勤務を継続することができなくなったとき

2 修学資金の貸与を受けた者が、学院を卒業する日の属する月に、企業管理規程で定めるところにより、修学資金の返還債務の免除を受けることを希望する旨を申し出た場合において、学院を卒業した後、直ちに本市の区域内的の医療機関（市民病院を除く。以下同じ。）の助産師となり、かつ、引き続き3年間勤務したことを企業管理規程で定めるところにより証明したときは、貸与した修学資金の2分の1に相当する額の返還債務を免除する。

3 局長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 学院を卒業した後、直ちに市民病院の助産師となり、かつ、引き続き勤務している場合において、第1項の規定による返還債務の免除を受ける前に公務以外の原因により死亡し、又は公務以外の原因による心身の故障のため勤務を継続することができなくなったとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により修学資金を返還することが著しく困難であると認められるときその他局長が特別の事由があると認めるとき

(修学資金の返還)

第14条 修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月以内に、局長の定めるところにより、貸与された修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第12条第1項の規定により貸与契約を解除されたとき
- (2) 学院を卒業した後、直ちに市民病院の助産師とならなかったとき
- (3) 次条の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けている場合において、同条の要件に該当しなくなったとき

(返還の猶予)

第15条 局長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事由が継続する間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 学院を卒業した後、直ちに市民病院の助産師となり、かつ、引き続き勤務しているとき

- (2) 第12条第1項第2号又は第3号の規定により貸与契約を解除された後も引き続き学院に在学しているとき
- (3) 学院を卒業した後、他の養成施設に進学し、その養成施設に在学しているとき
- (4) 学院を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年以内であって、助産師の免許を取得できないでいるとき
- (5) 疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき

2 局長は、第13条第2項の申出を行った者については、当該者が本市の区域内的の医療機関に助産師として勤務している間に限り、貸与した修学資金の2分の1に相当する額の返還債務の履行を猶予することができる。

(遅延利息)

第16条 修学資金の貸与を受けた者が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

(施行の細目)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。